

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県利根郡片品村

### 2. 構造改革特別区域の名称

尾瀬の郷・片品村どぶろく特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

群馬県利根郡片品村の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 片品村の位置

本村は群馬県の東北端に位置し、東は栃木県、北は新潟県と福島県、西は水上町と川場村、そして南は沼田市とそれぞれ境をなしており、周囲を関東以北最高峰の白根山(2,578m)を始め、至仏山(2,228m)、武尊山(2,159m)等2,000m級の山々に囲まれている。

村の面積は、392.01km<sup>2</sup>と県内では隣の水上町に次いで広面積を有するが、その91%は森林に覆われており、また大半が尾瀬、丸沼・菅沼等を含む日光国立公園に指定されており、これらに武尊を含めた貴重な自然景観が、自然を愛する多くの人々を魅了している。

集落は村の中央部を流れる片品川と、その支流である大滝川、塗川の流域に沿って形成されており、居住地の標高は最低690m、最高1,100m、村の中心地鎌田の役場所在地では813mである。気温は、鎌田における近年の平均気温は11℃、最高気温36℃、最低気温-18℃で、降水量は年平均1,042mmであり、冬季の積雪量は、北部山岳部では3mから4mに達し、居住地域では40cmから100cm程度となり、昭和54年度に県内で唯一の特別豪雪地帯に指定されている。

#### (2) 片品村の人口(平成17年4月1日)

総人口.....5,863人(男2,863人 女2,355人)

世帯数.....1,749戸

#### (3) 片品村の総面積(平成8年3月)

総面積.....39,201 ha

宅地 ..... 159.2 ha

農用地..... 913.2 ha

森林 ..... 35,754.9 ha

その他..... 2,373.7 ha

#### (4) 観光農業の推進

片品村では、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）に基づき「片品村農村滞在型余暇活動機能整備計画書」（平成8年3月）を策定し、村・農業委員会・農協・森林組合・商工会・観光協会が一体となってグリーン・ツーリズムの推進を支援している。

片品村には、日光国立公園「尾瀬」をはじめ、丸沼・菅沼、武尊等の自然資源、スキー場（7カ所）温泉（9カ所）キャンプ場（3カ所）等の観光資源がある。

また、村内には、旅館62軒、民宿82軒、ホテル15軒、ペンション・ロッジ113軒、山小屋14軒、合計286軒の宿泊施設があり、旅館、民宿の経営者のほとんどが農業を営んでいる。

片品村農協には観光部会が設置されており、「農協民宿」には81軒が加入しており、そのうち23軒は登録を受けた農林漁業体験民宿である。

恵まれた観光資源や宿泊施設が整備されているものの、観光客の入り込みは減少し続けており、平成15年度の観光客の入り込みは231万人で、ピーク時の387万人（平成4年度）に比べると半減していると言っても過言ではない。

一方、農業については、農家数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、農林業の担い手不足などによる生産力の減退、生産基盤である経営耕地面積の減少や休耕田の増加など、尾瀬の郷・片品らしさが損なわれる心配がある。

#### (5) 地域づくり

片品村では、平成8年に第2次片品村総合計画を策定し、「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」を将来像として、「花の谷づくり」「四季の職場づくり」「微笑みづくり」の3つの戦略プロジェクトを中心にむらづくりに取り組んできた。

しかしながら、人口の減少や高齢化の進行、長引く不況と農産物の価格低迷、スキー場などの観光客の減少など、村を取り巻く経済環境の悪化が続くとともに、国・県の財政悪化に伴う地方交付税や補助金の削減による財政悪化というダブルパンチにより村行政の運営は大きな転換期を迎えている。

### 5. 構造改革特別区域の意義

規制の緩和を活用した「尾瀬の郷・片品村どぶろく特区」を行うことにより、片品村を「尾瀬の郷」として、そのイメージを確立し、農業も観光も尾瀬の郷ブランドとして経済戦略を立て、広くPRし、付加価値を高めることが可能となり、地域の活性化が図られる。

また、「尾瀬の郷・片品村どぶろく特区」は、地域の大切な資源でもある農村風景を維持するために、農林業を中心に、耕地の有効活用を図り、高付加価値化を図る新しい産業の創出が地域に展開され、活力あるむらづくりに資するものである。

このように、片品村において、農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図

ることを、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては、村の活性化につながると考える。

## 6．構造改革特別区域計画の目標

### (1)「尾瀬の郷」ツーリズムの推進

片品村は、村の将来計画である、第3次片品村総合計画の見直しを昨年度から進めている。「小さくても輝く珠玉の村」を目指して、住民と行政がともに手を携えて、豊かな自然環境資源を生かしたむらづくりに取り組んでいる。

このような理念を踏まえながら、豊かな観光資源や農山村文化、多彩な人材を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、「尾瀬の郷・片品村」への希求を背景とした都市との交流の拡大に努めることを目標にする。

特に、総合交流ターミナル施設「花の駅・片品」花咲の湯や各種農林業体験施設に加え地元の農林産物を活用した郷土料理や酒類、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し滞在機能の強化を図ることで、「尾瀬の郷・片品村」の滞在型観光の振興を推進する。

### (2)「尾瀬の郷」ブランドの新たな企業の促進

私たちが生活するこの村全域を「尾瀬の郷」として、そのイメージを確立し農業や観光など、尾瀬の郷ブランドとして広くアピールし付加価値を高めていきたい。

また、農産物や加工品をはじめ、料理や温泉、おいしい水、林業や商工業、何気ない暮らしに至るまで、村民が誇りを持ってアピールできる村を目指している。

特に、民宿を営む農家が多数いることから、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り本村に訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客様との結びつきを強いものにする。

従来、スキー産業に頼りがちであった本村の活性化を見直し、既存のリピーターに加え新たに「尾瀬の郷」ファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとする。

## 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

尾瀬の郷・片品村どぶろく特区は、これまで冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった地域の活性化を抜本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた本村住民が、グリーン・ツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え行動することにより低迷している活気を取り戻し、四季を通じた地域の活性化を図るものである。

このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものと考えられる。

## 新規起業

自家製による酒類製造業の企業が期待される

	現在	18年度目標	22年度目標
自家製による酒類製造件数	0件	1件	10件

## 観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	15年度実績	18年度目標	22年度目標
宿泊者数	425,444人	430,000人	450,000人
日帰り客数	1,889,308人	1,90,000人	2,000,000人

## 8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### 酒造好適米の研究事業

現在、片品村においては、酒米の生産は行われていないので、規制の特例を受ける主体と利根沼田県民局利根農業事務所、片品村農業協同組合が協力して、当特区内における濁酒製造のための酒造好適米の栽培についての研究をおこなう。

### グリーン・ツーリズムの推進

特区内における農家民宿をグリーン・ツーリズムの担い手として、村観光協会、旅館民宿組合連合会、農協民主部会、村農林建設課、村むらづくり観光課で協力し農村体験メニューの開発を進めるとともにグリーンシーズンの誘客を図る。

- ・歴史を生かした村づくり

昔使っていた街道の復活、歴史的価値ある資源の保存開示資料の設置

- ・環境に優しい村づくり

環境宣言、環型社会の研究

- ・自然を生かした村づくり

ネイチャーガイドの養成と活用、自然散策コースの開発、尾瀬を歌う音楽祭の開催、手づくりマップの作成（地元資源の発掘、活用）、峠道の活用（景色・湧き水・石仏・小鳥のさえずり）

- ・農作物のブランド化と開発

大白大豆の生産、加工、安心・安全野菜と加工品の開発、尾瀬わさびの開発

- ・観光事業への新たな視点

休耕田等を活用した都市農村交流体験、森林と温泉を活かした健康増進事業の開発

・若者がいきいき活動できる村づくり

農業の後継者の育成（農業の魅力を再確認）、村内企業の育成と企業誘致、若者活動の拠点作り、村外の若者との交流促進

別紙 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日ならびに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号 707）

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

尾瀬の郷・片品村どぶろく特区内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

片品村全域

（3）事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな「尾瀬の郷」ファンを生み出すことにより活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農作業をすることにより、双方とも心にゆとりのある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）農家民宿、旅館、ペンションなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、

濁酒と合わせて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考える。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるとい  
う視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として  
必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。